○農林水産省告示第千七百五十七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年十月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十二年七月五日　第六十三号

二　登録認定機関の名称及び住所
財団法人食品環境検査協会　東京都中央区京橋三丁目七番四号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
食料缶詰及び食料瓶詰、ジャム類並びに果実飲料

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
国内
(2)　認定を行う事業所の所在地
東京都中央区京橋三丁目七番四号

○農林水産省告示第千七百五十八号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年十月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十二年八月三日　第六十八号

二　登録認定機関の名称及び住所
財団法人全国調味料・野菜飲料検査協会　東京都中央区日本橋小伝馬町十五番十八号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
トマト加工品、ウスターソース類、醸造酢並びににんじんジュース及びにんじんミックスジュース

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
国内及び外国
(2)　認定を行う事業所の所在地
東京都中央区日本橋小伝馬町十五番十八号

○農林水産省告示第千七百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県北宇和郡鬼北町大字父野川上一一五二の三

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　林道用地とするため

○農林水産省告示第千七百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県鹿沼市引田字志土二一〇八の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千七百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県日光市山久保一四八九の二・一四九〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県佐野市飛駒町字老越路六五〇八（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び佐野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県八女市矢部村北矢部字秋伐駒坪二〇二八の四、二〇二八の五、二〇二九の四、二〇二九の五、二〇三一の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千七百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県飯塚市山口字城山九〇四の七（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十月七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　福岡県嘉麻市泉河内字馬ノ瀬一七一七の一〇・字城ヶ尾一七〇八の一四（以上二筆国有林）、一七〇八の一（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　福岡県嘉麻市大力字下ノトリ一一〇三の三・一一〇四の三・一一〇六の五・一一二六の四（以上四筆国有林）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千七百五十一号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月七日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月七日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
北海道横断自動車道黒松内釧路線	夕張市紅葉山三三四番四から同市紅葉山三二八番一まで	平成二十二年十月八日〇時

○国土交通省告示第千七百五十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十六条の二十九の規定に基づき、軽自動車検査協会事務所の支所の所在地の変更及び検査事務を開始する日についての届出があったので、同法第七十四条の三第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十月七日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

名称	所在地	検査事務を開始する日
軽自動車検査協会東京主管事務所多摩支所	東京都府中市朝日町三丁目十六番二十二	平成二十二年十二月六日